

仕様書

令和5年度鳥獣被害防止総合対策事業
ジビエ管理システムの導入・納品業務

熊本県球磨郡球磨村大字渡丙 1730
球磨村有害鳥獣被害対策協議会
(球磨村役場産業振興課内)

令和5年度鳥獣被害防止総合対策事業に係るジビエ管理システムの導入・納品業務についての説明書です。下記事項をご確認のうえ見積してください。

なお、このほかの事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、球磨村財務規則等の規定を準用します。

記

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 令和5年度鳥獣被害防止総合対策事業
ジビエ管理システムの導入・納入業務
- (2) 業務の概要 球磨村特産処理加工施設におけるジビエ管理システムを導入するために必要な機材の調達・納品業務

・ジビエ管理システム

1 計量器

1-1 仕様

- ① 特定計量器（計量法上の商取引対応）で重量表示を取引重量としての活用ができること。
- ② 秤量 6kg
- ③ 150文字以内のQRデータ作成、印字ができること。
- ④ 上位アプリケーションソフトとの連携ができること。
- ⑤ 重量仕様・演算機能を有し小売り店向けJANコード出力対応ができること。
- ⑥ QR情報を読み取りトレサビリティができること。
- ⑦ ジビエ対応用の捕獲日・解体日・加工日・賞味期限の4項目の日付けができること。
- ⑧ 計量実績の電子ジャーナル搭載により計量集計がCSV・PDFでの出力がUSBメモリに出力ができること。

2 上位アプリケーションソフト

2-1 仕様（入荷記録作業）

- ① 捕獲年月日・捕獲地域・捕獲方法・獣種・性別・体重・捕獲者等の台帳から読み取り実績のデータ化ができること。
- ② 欠損箇所・肉質・捕獲金額・捕獲報奨金・廃棄・廃棄方法・ハンターマップNo等の情報のデータ化ができること。
- ③ 受入れ実績の帳票発行ができること。
- ④ 受入れ情報を基にQR印字ラベルの発行ができること。

2-2 仕様（個体記録作業）

- ① 個体記録の記録を自由作成した台帳から読み取り記録のデータ化ができ

ること。

2-3 仕様（計量記録作業）

- ① 捕獲情報のQR印字を継承しトレサビリティ情報の取得ができること。
- ② 計量実績をLAN環境等で取得し在庫情報のデータ化ができること。

4-4 仕様（出荷記録作業）

- ① 計量器より印字された情報を基に出荷先との組合せによりトレサビリティ情報のデータ化ができること。
- ② 払い出し伝票（納品書）の帳票発行ができること。
- ③ 出荷先マスターに出荷先業種を組み入れカテゴリー別の出荷先CSVの作成による記録管理ができること。
- ④ 計量実績と出荷実績を基に在庫情報のデータ化をCSVデータ作成による記録管理ができること。

3 その他必要条件

3-1 障害支援体制として、故障発生から2日以内に対応すること

3-2 保守契約制度があること

3-3 修理対応ができること

3-4 設置後1年間は、無償保証できる

3-5 実施主体（協議会）保有であることを識別するための記載のあるシール等を作成するなど、保有情報が分かるように対応すること（「球磨村有害鳥獣被害対策協議会」と記載）

3-6 搬入据付工事費を含むこと

(3) 納品場所 球磨村特産処理加工施設

(4) 業務完了期限 令和6年3月22日（金）

2 入札の方法 一般競争入札

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格

本業務に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 九州内に本社又は事業所を有しているものであること

(2) 次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない

ア 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない者

イ 地方自治法施行令167条の4第2項各号の規定に該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員並びに暴力団の利益となる活動を行なう者

エ 経営状態が著しく不健全である者

4 仕様書等に対する質問及び回答

仕様書、入札全般等の質疑については、ファックスでお願いします。

(1) 質問期間

令和6年1月10日（水）から令和6年1月15日（月）まで

(2) 質問先

球磨村役場産業振興課（球磨村有害鳥獣被害対策協議会事務局）

FAX 0966-32-1100

5 入札書の提出等

(1) 提出日 令和6年1月17日（水）17：00まで

(2) 提出先 球磨村役場産業振興課（球磨村有害鳥獣被害対策協議会事務局）

(3) その他

- ・資材のカタログ等、仕様の詳細が分かる資料を添付すること（耐用年数を記載）
- ・国等の検査等に協力すること。
- ・入札書には、別途内訳書（任意様式）及び製品図面を添付すること。
- ・別記様式第6号「契約に係る指名停止に関する申立書」並びに本事業における過去3年間の施工実績を提出してください。

6 開札

(1) 開札は入札後に行ない、結果は文書にて通知します。

7 契約の締結

(1) 落札者は、落札決定通知書を受けた日から5日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に契約を締結してください。契約が締結されていない場合は、その落札は失効するものとします。

(2) 代金は、入札書に記入された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とします。

(3) 契約書に貼付する収入印紙については、落札者の負担とします。

8 支払方法

精算払は、県より交付金交付後1ヵ月以内に支払いを予定しています。

9 設置等の現地指導

管理者より設置方法の現地指導を求められた時やアフターサービス等について、誠意を持って対応してください。

10 その他

この説明書に記載のない事項については、別途協議します。

11 問合せ先

熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730
球磨村役場産業振興課内
球磨村有害鳥獣被害対策協議会事務局
電 話 0966-32-1115
FAX 0966-32-1100